チェックリスト

＜2. 道意町７丁目北地区地区計画（ □研究教育・研究開発地区　□業務･商業地区 ）＞

■確認事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 |  | 自己チェック欄 | 処理欄 |
| 緑化等 | 所管課の公園計画･21世紀の森担当（北館6階）とご協議ください。 | □協議を行った |  |

■制限事項　凡例：「法」=建築基準法、「令」=建築基準法施行令　（参考）当初告示日：1989.10.3、建築条例当初施行日：1990.7.1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目下線：条例化 | 制限の内容 | 届出内容（自己チェック欄） | 処理欄 |
| 建築物等の用途の制限 | 法別表第2中次に掲げる建築物は建築してはならない。1. (る)項第1号に掲げる工場

(研究教育･研究開発地区にあっては、(16)及び(23)から(28)までを除く。)1. 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令＝令130条の9で定めるもの [(る)項第2号]

ただし、市長が区域における業務の利便を害するおそれがないと認めて許可した場合はこの限りでない。（条例で規定） | 用途　　 　　　　　　　　 | 適・否 |
| 容積率の最高限度 | □研究教育・研究開発地区300％以下□業務･商業地区　　規定なし | 敷地面積　　　　　　㎡延べ面積　　　　　　　　　　㎡容積率　　　　　　　％ | 適・否 |
| 建築物等の高さの最低限度 | □研究教育・研究開発地区7ｍ以上ただし、巡査派出所、公衆便所、自転車駐輪場その他これらに類する建築物又は市長が公益上必要でありやむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。（詳細を条例で規定）□業務･商業地区　　規定なし | 最低高さ　　　　　　ｍ（適用除外）□公益上必要なもの | 適・否 |
| 壁面の位置の制限 | 計画図に表示する部分の境界線から、建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ2ｍを超える門若しくはへいまでの距離は1ｍ以上でなければならない。（波線は条例で規定） | 指定境界線からの有効距離　　　　　　　　　　ｍ | 適・否 |
| 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | 建築物等の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、周辺の水と緑に調和した色調とする。（参考色彩基準）基調となる色彩（建築物）30m以下の部分 R・YR・Y系 明度：3以上 彩度：2以下その他 明度：5以上 彩度：2以下無彩色 　　　明度：3以上30mを超える部分 全ての色相 明度：5以上 彩度：2以下無彩色 　　　明度：5以上 | マンセル値　例：7.5YR6/4（屋根）　　　　　　　　　（　　　　）　　　　　　　　　（　　　　）マンセル値不明、その他の場合□参考色彩基準に準じた意匠とし、その他下記のとおり配慮します。（配慮事項）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 適・否 |
| 門及びへいの構造の制限 | 門及びへいの構造は、フェンス若しくは鉄さく等、透視可能なもの又は生け垣とし、ブロックまたはこれに類するものは設置してはならない。 | 門、へい等　 有・無 　　　構造　　　　　　　　 | 適・否 |

以上、届出内容について　□適合　□不適合(指導済)　として処理